

京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（平成21年12月22日条例第32号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成22年3月31日規則第119号）に定めるもののほか、国の定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号，国鉄財第368号，国鉄業第102号，国自旅第240号，国海内第149号，国空環第103号）又は訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（観観産第690号）等（以下「国要綱」という。）に準じ，必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第2条 補助対象事業は、京都市域で行われるもので、生活交通改善事業計画に基づき、公共交通機関における高齢者や障害のある方等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るため、別表第1に掲げる設備の整備等に伴い実施される事業（以下「バリアフリー化設備等整備事業」という。）とする。

（生活交通改善事業計画）

第3条 バリアフリー化設備等整備事業を行う場合は、生活交通改善事業計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。ただし、国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱等に基づき実施する事業についてはこの限りではない。

- （1）バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
- （2）バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
- （3）バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
- （4）バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額，負担者及びその負担額
- （5）計画期間

（協議会）

第4条 生活交通改善事業計画の策定にあたり設置する協議会は、以下の者によって構成するものとする。

- （1）国土交通省近畿運輸局，京都府，京都市
- （2）関係する交通事業者または交通施設管理者等

(3) その他地域の生活交通の実状，その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者

2 協議会は，補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い，その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

(交付の対象等)

第5条 市長は，鉄道事業者又は軌道経営者が行う補助対象事業に必要な経費のうち，別表第2に係る経費（以下「補助対象経費」という。）について，予算の範囲内において補助金を交付する。

2 市が交付する補助金の額は，補助対象経費に6分の1を乗じて得た額の範囲内とする。ただし，市長が特に認める場合はこの限りでない。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請に当たり，条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は，次に掲げるものとする。

(1) 京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金交付申請書（様式1）

(2) 国及び京都府のバリアフリー化設備等整備事業費補助金交付申請書の写し

(3) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認める書類

2 補助対象事業者は，国及び京都府から補助金の交付決定を受けた後，速やかに補助金交付決定書の写しを市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知等)

第7条 市長は，前条による補助金の交付申請を受けたときは，予算の範囲内で交付決定を行い，京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金交付決定通知書（様式2）により補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は，当該申請に係る事項について，条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第8条 申請を取り下げるに当たり，条例第13条第1項に規定する市長が定める期日は，交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内とし，申請を取り下げる旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更申請及び通知)

第9条 補助対象事業者は，次の各号のいずれかに該当するときは，京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金交付決定変更申請書（様式3）を市長に提出し，承認を受けなければならない。

(1) 各工事間に補助対象経費として配分された額を変更する場合。ただし，変更

を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減又は配分額の流用を伴わない減額を除く。

(2) 補助対象事業の内容を変更しようとする場合

- 2 市長は、前項による申請を承認したときは、京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金交付決定変更通知書（様式4）により補助対象事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施状況について、当該会計年度第2四半期終了後又は市長の要求があったときは、速やかに京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業実施状況報告書（様式5）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が年度内に完了しない見込みであるとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、事業年度の3月10日までに様式5を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 条例第18条第1項の規定により、補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、補助対象事業の完了日から1箇月を経過した日又は補助対象事業年度の3月31日のいずれか早い日までに、京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金完了実績報告書（様式6）を市長に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときは、翌年度の4月30日までに、京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金終了実績報告書（様式7）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、補助対象事業者から前条第1項による報告を受けたときは、これを審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金の額の確定通知書（様式8）により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助対象事業者は、市から補助金の支払を受けようとするときは、京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金支払請求書（様式9）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の中止等）

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助金の整理）

第15条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

第16条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理し、次の各号に掲げる帳簿等を国要綱に規定する期間保存しておかなければならない。

（1）取得財産等に関する帳簿

（2）取得財産等の得喪に関する書類

（3）取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

（取得財産等の管理等）

第17条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第18条 補助対象事業者は、取得財産等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同条第4号又は第5号の規定により大臣が定める財産に限る。）について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金財産処分承認申請書（様式10）を

提出して市長の承認を受けなければならない。

- 3 市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

(監督)

第19条 市長は、必要と認めるときは、補助対象事業者に対して補助対象事業の実施状況及び補助金の整理について検査を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年6月7日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月20日から施行する。
- 3 この要綱は、令和元年8月8日から施行する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

	設備項目
1 乗車券の購入の円滑化	点字運賃表，情報提供表示器
2 改札口の改良	拡幅改札口（施設購入費を除く。），非接触自動改札システム（施設購入費を除く。）
3 旅客移動の円滑化	視覚障害者誘導用ブロック，エレベーター，エスカレーター，スロープ，階段昇降機，段差解消装置，ムービングウォーク，手すり，音声触知図案内板，点字案内板，誘導チャイム，音声誘導装置，情報提供表示器
4 旅客乗降場の改良	転落防止柵，ホームドア，転落検知マット，情報提供表示器，視覚障害者誘導用ブロック
5 付帯設備の整備	多機能トイレ

別表第 2（第 5 条関係）

補助対象経費の区分	範囲	
1 補助対象施設購入費	別表第 1 に掲げる設備の購入費等	
2 補助対象施設工事費	建物（外溝）工事費	基礎工事，ピット新設，シャフト・機械室新設工事，外装仕上げ工事等
	電気設備工事費	
	関連付帯工事費	
3 補償費		
4 事務費 （補助対象施設の整備に直接要する経費に限る）	設計・管理費	

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

年度 京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金交付申請書

年度京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象事業の内容
- 3 補助対象経費
金 円
- 4 補助金交付申請額
金 円
- 5 補助対象経費の使用方法及び事業の計画
別紙のとおり

※ 補助金の交付申請に当たっては、国及び京都府の関係する補助金交付申請書の写しを添付すること。

年度 京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業実施計画書

補助対象事業者名：

(単位：円)

	補助対象事業の種別 (補助対象経費の区分)	補助対象事業の名称	補助対象設備	補助対象事業の 着手及び完了予定日	補助対象経費の配分		補助金額	備考
						配分額		
1				着手予定日 完了予定日	1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計			
2				着手予定日 完了予定日	1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計			
3				着手予定日 完了予定日	1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計			
4				着手予定日 完了予定日	1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計			

(添付書類)

- (1) 補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出基礎
 (2) その他申請に必要な書類

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

年度 京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金交付決定変更申請書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、下記のとおり変更したいので、京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更を必要とする理由

2 補助金の額

交付決定変更申請額	金	円
交付決定済額	金	円
増減額	金	円

3 補助対象経費の使用方法及び事業の計画

別紙のとおり

※ 補助金の交付決定変更の申請に当たっては、国及び京都府の関係する補助金交付決定変更申請書の写しを添付すること。

年度 京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業実施計画変更書

補助対象事業者名：

(単位：円)

	補助対象事業の種別 (補助対象経費の区分)	補助対象事業の名称	補助対象設備	補助対象経費の配分		補助金額			備考
				変更前金額	変更後金額	交付決定済額	今回申請額	増減額	
1				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計					
2				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計					
3				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計					
4				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計					

(注) 以前に交付決定変更があった場合、変更前金額欄及び交付決定済額欄は変更後の金額を記載する。
(添付書類)

- (1) 変更する補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出基礎
- (2) その他申請に必要な書類

様式 5

第 号

年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

年度 京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業実施状況報告書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業について、京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

年度 京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業実施状況表

補助対象事業者名：

(単位：円)

	補助対象事業の種別 (補助対象経費の区分)	補助対象事業の名称	補助対象設備	補助対象経費の配分		補助金額	実施額	差額	進捗率 (%)	年度末までの 実施見込額	備考
					金額						
1				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計							
2				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計							
3				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計							
4				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計							

(注) 以前に交付決定変更があった場合、変更前金額欄及び交付決定済額欄は変更後の金額を記載する。

(添付書類)

- (1) 変更する補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出基礎
- (2) その他申請に必要な書類

様式 6

第 号

年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

年度 京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金完了実績報告書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の完了実績について、京都市補助金等の交付等に関する条例第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

年度 京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業完了実績表

補助対象事業者名：

(単位：円)

	補助対象事業の種別 (補助対象経費の区分)	補助対象事業の名称	補助対象設備	補助対象経費の配分		補助金額	実施額	差額	補助金 未受領額	備考
					金額					
1				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計						
2				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計						
3				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計						
4				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計						

(注) 以前に交付決定変更があった場合、補助対象経費の配分の金額欄及び補助金額欄は変更後の金額を記載する。
(添付書類)

- (1) 補助対象事業が完了したことを確認するに足る書類
- (2) 補助対象経費等に変更がある場合は、その理由について別に記載した書類等を添付する。

様式 7

第 号

年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

年度 京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金終了実績報告書

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号で補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の年度終了実績について、京都市補助金等の交付等に関する条例第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

年度 京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業年度終了実績表

補助対象事業者名：

(単位：円)

	補助対象事業の種別 (補助対象経費の区分)	補助対象事業の名称	補助対象設備	補助対象経費の配分		補助金額	年度内 実施額	差額	進捗率 (%)	繰越額	備考
					金額						
1				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計							
2				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計							
3				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計							
4				1)本工事費(資産の購入を含む) 2)附帯工事費 3)補償費 4)事務費 合計							

(注) 以前に交付決定変更があった場合、変更前金額欄及び交付決定済額欄は変更後の金額を記載する。

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所

氏名又は名称

年度 京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金支払請求書

年 月 日付け都歩ま第 号で補助金の額の確定のあった標記補助金について、京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金交付要綱第 13 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金額（京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金交付要綱第 12 条により確定された額）

金 円

- 2 受取人（口座名義）

住所 _____

氏名 _____

- 3 振込金融機関及び支店名

- 4 預金種別

- 5 口座番号

※ 金融機関名及び口座名義にふりがなを入れること。

様式 10
第 号
年 月 日

(あて先) 京都市長 ○○ ○○

住 所
氏名又は名称

年度 京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金財産処分承認申請書

年度京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、京都市交通施設バリアフリー化設備等整備事業費補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な事項